

愛媛県環境マイスター派遣要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域環境活動グループ等が自主的に開催する環境に関する学習会等に、講師、指導者等として県が派遣する環境マイスター（以下「マイスター」という。）の派遣制度を設けることにより、環境保全に関する自主的な活動を一層推進し、すべての主体が連携・協力して環境保全活動に参加する社会の実現を目指すことを目的とする。

(派遣対象)

第2条 派遣対象は、学校（保護者団体を含む。）、地域環境活動グループ、自治・町内会、事業者団体等が実施する環境学習会等（国・地方公共団体等に助成されているもの及び材料費等実費を超える参加料を参加者から徴収するものを除く。）で、次の各号に掲げるすべての条件を満たすものとする。

- (1) 県内において、県民を対象に開催されるもの
- (2) 参加者は、概ね20名以上のもの
- (3) 政治、宗教又は営利を目的としないもの

(派遣人員及び回数)

第3条 派遣対象へのマイスター派遣人員は1回につき1名とし、派遣回数は1年度につき1回とする。ただし、特別の理由がある場合を除く。

(派遣経費)

第4条 県は、予算の範囲内において、マイスターに謝金を支給するものとする。ただし、マイスターが県職員の場合にあつては、公務による派遣として取扱い、謝金は支給しないこととする。

2 前項の謝金の支払い時間の単位は1時間単位として、1時間あたり6,000円(30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げるものとする。)とし、12,000円を限度とする。

(派遣申請)

第5条 マイスターの派遣を希望する学習会等の主催者（以下「主催者」という。）は、学習会等の開催の日の30日前までに、環境マイスター派遣申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

(派遣決定)

第6条 県は、前条の申請書を審査し、派遣を認めるときは派遣するマイスターを決定し、環境マイスター派遣決定通知書（様式第2号）により、主催者に通知するものとする。

2 前項の審査の結果、派遣を認めないときは、その理由を付して、その旨を主催者に通知するものとする。

(派遣内容の変更等)

第7条 主催者は、前条第1項で決定を受けた内容を変更する必要がある場合には、速やかに、環境マイスター派遣内容変更届出書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 主催者は、荒天等の理由により、学習会等を中止した場合は、その理由を付して、その旨を知事に報告しなければならない。

(実施報告)

第8条 主催者は、学習会等を実施した日から10日以内に、環境マイスター派遣事業実施報告書（様式第4号）を知事に提出するものとする。

(事務)

第9条 マイスターの派遣に関する事務は、県民環境部環境局環境政策課及び愛媛県体験型環境学習センターにおいて行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月21日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年1月17日から施行する。

2 改正後の愛媛県環境マイスター派遣要綱は、この要綱の施行の日以後に申請を受理したものについて適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。ただし、申請書その他の書類等の様式については、この要綱の施行の日から平成26年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。